

告 示 平成12年告示第1446号 (建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料等)

(最終改正 平成16年4月2日国土交通省告示第451号)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第37条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第1 建築基準法(以下「法」という。)第37条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一 構造用鋼材及び鋳鋼
- 二～六 略
- 七 コンクリート
- 八～十四 略
- 十五 打込み鋲(構造用鋼材に打込み定着するものをいう。以下同じ)
- 十六～十九 略

第2・第3 略

別表第一(法第37条第一号の日本工業規格及び日本農林規格)

(い)	(ろ)
第1第一号に掲げる建築材料	日本工業規格(以下「JIS」という。)A5525(鋼管ぐい)－1994, JIS A5526(H形鋼ぐい)－1994, JIS E1101(普通レール及び分岐器類用特殊レール)－2001, JIS E1103(軽レール)－1993, JIS G3101(一般構造用圧延鋼材)－1995, JIS G3106(溶接構造用圧延鋼材)－1999, JIS G3114(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)－1998, JIS G3136(建築構造用圧延鋼材)－1994, JIS G3138(建築構造用圧延棒鋼)－1996, JIS G3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)－1998, JIS G3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)－1998, JIS G3321(溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)－1998, JIS G3322(塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯)－1998, JIS G3350(一般構造用軽量形鋼)－1987, JIS G3352(デッキプレート)－2003, JIS G3353(一般構造用溶接軽量H形鋼)－1990, JIS G3444(一般構造用炭素鋼管)－1994, JIS G3466(一般構造用角形鋼管)－1988, JIS G3475(建築構造用炭素鋼管)－1996, JIS G4321(建築構造用ステンレス鋼材)－2000, JIS G5101(炭素鋼鋳鋼品)－1991, JIS G5102(溶接構造用鋳鋼品)－1991又はJIS G5201(溶接構造用遠心力鋳鋼管)－1991
略	略
第1第七号に掲げる建築材料	JIS A5308(レディーミクストコンクリート)－2003(JIS R5214(エコセメント)－2002に規定する普通エコセメントを使用するものを除く。)
略	略

別表第二・別表第三 略